

広島県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、安芸太田町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十八年十一月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
津浪スポーツ広場屋内運動場	山県郡安芸太田町大字津浪 799 番地 3	平成 28 年 10 月 10 日
殿賀スポーツ広場屋内運動場	山県郡安芸太田町大字下筒賀 832 番地	平成 28 年 10 月 10 日
旧杉の泊小学校講堂	山県郡安芸太田町大字下殿河内 1654 番地 1	平成 28 年 10 月 10 日
井仁棚田交流館	山県郡安芸太田町大字中筒賀 720 番地	平成 28 年 10 月 10 日
打梨集会所	山県郡安芸太田町大字打梨 1346 番地 1	平成 28 年 10 月 10 日